

## 事業計画書

### 1 運営ビジョン

#### (1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、地域福祉保健計画の地区別計画の策定・推進する役割と、身近な日常生活圏域（主に中学校区程度）で介護・医療などの専門的ケアと生活支援・介護予防等が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進する地域の中核的な拠点です。本会は並木地域ケアプラザの指定管理者として、子どもや高齢者、障害者等、地域に暮らす全ての人たちが孤立することなく地域の一員として、自分らしく暮らせる地域づくりを目指して、次のとおり取り組みたいと考えます。

#### 1. 身近な地域の支え合いの仕組みづくりの推進

身近な地域でひとりも孤立することないよう、様々な年代の住民同士がさりげなく支え合う仕組みづくりを進めます。それぞれが役割を担えるよう、新たな担い手の育成を進めます。また、住民だけでなく地域の企業とも連携し、支え合いの層を厚くしていきます。

#### 2. “元気なうちから介護予防”をテーマとした介護予防の取り組み

地域の健康水準の向上のため、介護予防事業は若い世代からの取り組みを進めます。高齢者が自立した生活を続けられるように、若い世代の方々にはケアプラザの周知も含めた事業展開をします。

#### 3. 地域に求められる施設運営

地域の身近な相談窓口として、相談に迅速に対応するとともに、集まった情報からの見えた地域課題に対して、地域と協力して解決に努めます。ケアプラザ内では、自立支援・重度化防止を目標に、重篤化を防ぐために5部門が連携し早期の対応を目指します。特に通所介護においては、個人が自由に選択できるプログラムを用意し、個別のレクリエーションや運動機能向上のための生活リハビリを進め、居宅介護支援事業所ケアマネジャーと共に在宅生活が継続できるよう支援を強化します。

## (2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

### 1. 担当地区の特色

当ケアプラザ担当エリアは、約40年前から入居が始まった高層集合住宅群と戸建て住宅が広がる閑静な住宅街が存在します。南部市場、ベイサイドマリーナの再開発も進み、海側に広がる産業団地は金沢区が「LINKAI 横浜金沢」として企業と地域がつながる仕組みづくりを強化しています。近年は、企業跡地に新たな住宅の建設も進み、若い世代の流入もあります。また、連合自治会町内会だけでなく単一町内会での事業も盛んで、多くの方々が事業に参加しています。

### 2. 課題及び将来像

街開発から約40年を経過し、高齢化（並木1丁目で約40%、富岡東エリアは約23%）、核家族化が進み、介護問題や子育て問題、生活困窮など様々な問題が出てきています。

現在は「高齢化率が高い一方で、要介護認定率は低く、元気高齢者の多い街」ですが、数年後には後期高齢者が増え、要介護認定率が急上昇する可能性があります。また、一部の集合住宅では入退居が加速して、自治会加入率が低下している状況があります。そのため地縁のつながりが弱くなったり、緊急時に発見されにくい状況が散見され、孤立防止への対応が課題となっています。一方、身近な地域で行われるサロン活動や体操教室などの地域の福祉活動は、長年継続し活発に実施されていますが、シニアクラブや料理グループ等、解散するグループも出てきており、担い手不足は深刻化しています。

### 3. 課題解決に向けた関係団体との連携

「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という法人の活動理念のもと、地縁の強化、共助の強化を進めています。地域の現状を分析、情報を共有し、地域の方と一緒に課題を解決していきます。

自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員等の関係団体や地域の方々と顔の見える関係づくりを進め、地区別計画のキャッチフレーズである「みんなの顔が見える街」「生涯住み続けたいと思う街」の実現に向けて、区や区社会福祉協議会と連携して、具体的な取組を進めます。また、これら地域の福祉活動を今後も継続できるよう、活動内容の見直しや新たな担い手の育成など、地域とともに取り組みます。

### (3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1. 自治会町内会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、近隣施設等関係機関との連携を図り、横浜市社会福祉協議会の進める「身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業」に区社会福祉協議会とともに取り組みます。

地区支援チームの一員として、地区別計画の推進に向け区役所、近隣ケアプラザと情報共有を密に行い課題解決に取り組みます。

2. 地域ケア会議や地区推進連絡会等にて地域の課題を集約し、地縁や共助の層を厚くするための取組を地域住民と検討します。ボランティア団体の交流会、会場利用団体の交流会等を通じて地域課題の共有化を図ると共に、福祉保健活動団体同士のつながりが持てるよう、情報交換や活動紹介の機会をつくります。

3. 近隣の障害者関連施設、地区センター、コミュニティハウス、ケアプラザと連携し、事業実施することで住民の活動の範囲を広げます。また、利用者の情報共有を行い、施設間で連携して、さりげない見守りの強化を行います。

### (4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

合築している地域活動ホームシーサイドとの連携について次のように進めます。

1. 定例会での情報共有による円滑な施設運営

月1回定例調整会議を行い、それぞれの事業について情報共有すると共に、市民に安心して利用して頂けるよう、貸館基準の統一化、修繕など建物管理を円滑に行います。

2. 福祉教育の推進

地域の障害の理解を深めるため、区障害者自立支援協議会とも協力し、小学校等福祉教育を実施します。

3. 共同での事業実施による周知活動の強化

防災訓練やふれあいハウスフェスタ（施設祭り）など共同で行い、地域活動ホームの就労活動の一環として利用者にチラシを配ってもらうなど、それぞれができるなどを協力し地域への周知を進めます。

4. 地域活動ホームの事業への協力

地域活動ホームが開催している「運営委員会」「シーサイド生活支援事業会議」に定期的に参加し、事業協力をしています。

## 2 団体の状況

### (1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

#### 1. 法人の理念

本会の活動理念は「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」ことです。地域におけるつながりづくりや地域福祉活動を支援し、地域住民、関係団体、区社協や行政等との協働により「誰にも居場所や役割があり、支えあえる地域社会」の構築を目指しています。

#### 2. 基本方針（長期ビジョン・横浜市地域福祉保健計画）について

本会では活動理念の実現に向け「長期ビジョン（2025 年度到達目標とした基本方針）」及び「中期計画（長期ビジョンに基づく 5 年単位の事業計画）」を策定し、5 つの重点取組を中心に戦略を展開しています。また、横浜市地域福祉保健計画は横浜市役所と本会が共同事務局として策定しており、長期ビジョンや中期計画とも方向性を合わせて推進しています。

#### 3. 業務実績について

本会では、市内における地域福祉の推進を目的とする団体として、多様な実績があります。

##### (1) 小地域福祉活動支援

自治会町内会、民生委員児童委員、地区社協等との協働により、単位自治会町内会圏域や地区域における住民相互のつながりづくり（サロン、子ども食堂 等）、見守り活動、助け合い活動の支援を実施。

##### (2) 区域・市域における重層的な支援体制づくり

市・区社協が連携して小地域から区域・市域における支援体制づくりを展開。

（ボランティア・NPO 等と連携した子どもの居場所づくりの推進、社会福祉法人・施設の地域貢献活動の推進、企業と連携した食支援の実施 等）

##### (3) 権利擁護の推進

日常生活自立支援事業、法人後見事業の実施、市民後見人養成・活動支援事業、障害者後見的支援制度の受託実施により、高齢者、障害者等の権利擁護を推進。

##### (4) 指定管理施設の運営

地域ケアプラザ（17 施設）、老人福祉センター（5 施設）、地区センター（1 施設）、ウイリング横浜、横浜あゆみ荘、横浜市社会福祉センター

##### (5) 災害時対応体制の推進

横浜市災害ボランティアネットワーク会議の運営、被災地支援及び支援の経験を踏まえた横浜市における災害ボランティア支援体制の推進

##### (6) その他

ウイリング横浜の運営を通じた福祉保健人材の育成、ボランティアセンター運営を通じたボランティア活動の推進、障害者支援センター事業による障害者団体支援 等

#### 4. 地域ケアプラザ事業への貢献実績

##### (1) 市内全地域ケアプラザの連絡会事務局運営

市域での職員連絡会や所長会の事務局を担い、共通課題の検討や研修を実施。

##### (2) 地域ケアプラザの人材育成

地域ケアプラザコーディネーター共通研修、新任所長研修を受託実施

##### (3) 生活支援体制整備事業の推進支援

区社協と連携し、地域ケアプラザ等に配置されている2層コーディネーターへの支援

(地域課題の検討、研修実施、事業創出、事例集等による取組の可視化) を実施。

## (2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

### 1. 予算の執行状況

予算の執行にあたっては、過不足ないよう支出経過を見るなど予算管理を徹底し、また必要に応じて予算の補正も適切に行ってています。また、平成30年度決算においても計算書類の通り経常増減差額及び当期活動増減差額ともに支障ない運営を行っており、健全な経営に努めています。

### 2. 法人税等の滞納の有無

法人税や消費税、固定資産税など納税に係る業務については、公認会計士事務所に一部業務を委託し、また同者の指導の下適切な納付に取り組んでいます。現時点で滞納などはありません。

### 3. 財政状況の健全性

法人全体の財政状況については、月次試算表作成に合わせ流動比率や人件費比率、経費比率などを確認し、情報把握に努めています。また、施設の運営状況については、法人本部と連携し収支状況を常に把握し、収支状況を確認しながら事業活動が滞ることがないように努めています。

法人全体としては、市の施設整備に協力した結果の負担がありますが、施設運営に影響を与えるものではありませんので、健全な財務状況となっています。

### 4. 安定した経営ができる基盤

本会財務状況は、予算管理を徹底することにより安定した経営ができるよう努めています。日々の経費支出から資産等の管理に至るまで、予算の範囲内で行うことを前提とし、必要に応じて予算の補正を行うことで安定した事業活動が行えるよう進めています。

また、本会では平成29年度より会計監査人による監査を行っており、財務・会計等の指導・助言を隨時受け、社会福祉法人会計基準を順守した財務活動をおこなっています。その上でより安定的な経営が行えるよう、内部検討は勿論、所管局でもある横浜市健康福祉局との連携も密に行いながら法人運営に努めています。

### 3 職員配置及び育成

#### (1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザ業務の質が高まるよう、福祉における多様な事業を経験した人材を育成し、適切な人員配置を行います。

##### 1. 所長予定者の配置について

本会は、市内で多数の福祉施設の運営や幅広い福祉事業を実施しています。所長予定者は、施設管理者として必要な経験のある管理職、もしくは区社協における地域福祉の推進や地域ケアプラザでの勤務実績がある職員を内部登用により配置します。

##### 2. 必要な職員の確保、適正な配置について

常勤職員は、介護保険関連の専門職採用による配置や法人内部における地域福祉の推進に意欲ある職員の配置を行います。

本会の人材育成計画及びキャリア形成支援制度による有資格者の確保と法人スケールを活かしジョブローテーションにより継続的に適切な人材の配置を行います。

また、外部へ向けて職場説明会や交流会を実施し、有資格者の確保に努めています。

（非常勤職員は、採用にハローワークへの求人やホームページ掲載、新聞折込広告などにより公募を行います。地域の雇用の場としての認識をもち、できる限り地域の方を採用することにより、地域ケアプラザと地域をつなぐ役割を担ってもらいます。）

## (2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

### 1. 本会の人材育成について

本会では「人材育成計画」を作成し、「横浜市社協が組織として遵守すべき規準」を柱として、初任者から幹部までの職位ごとの「求められる職員像」や地域ケアプラザの職種別に経験年数に応じた「職務遂行能力」を具体的に示しています。それらに基づき、全職員に対して人事考課制度を導入しており、法人全体の方針を踏まえた個人目標設定・業務遂行・自己評価・上司の評価・指導を職員ごとに行って人材を育成しています。

さらに、新任職員を対象とする教育システムとして「新人育成リーダー制度」を実施し、職場における日常的なOJT（実務を通じての教育・訓練）体制を構築しています。

### 2. 地域ケアプラザの職員育成について

横浜市と本会が作成した「地域ケアプラザ業務連携指針」や本会独自の以下の指針に基づき、地域ケアプラザに従事する職員の育成を行っています。これらを定期的に各々の業務能力を確認しながら、自身に不足している部分を明確化し、足りないスキルを向上することで質の高いサービスが提供できるよう取り組んでいます。

- (1) 地域ケアプラザ基本指針
- (2) 地域ケアプラザ業務指針
- (3) 地域ケアプラザが取り組む地域支援～5職種連携-地域づくり編～  
(保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士、地域活動交流コーディネーター、生活支援体制整備コーディネーター)
- (4) 地域ケアプラザ自己評価シート
- (5) 地域ケアプラザ業務に取り組む姿勢

### 3. 研修計画について

法人の研修計画に基づき、各地域ケアプラザにおいて非常勤を含め研修計画を作成し、職員一人一人が求められる役割を遂行するために必要な研修を実施し知識・技術の向上に努めます。新人育成リーダーの配置を始め、非常勤職員も含め日常的にOJTを実施していくと共に、外部研修にも積極的に参加し、全体的に資質を向上に努めます。

#### 【組織内研修 主な内容】

##### (1) 実務研修

- 介護保険基礎研修
- 地域ケアプラザ職員研修（5職種連携・相談対応研修等）
- 介護予防支援研修
- 地域活動交流 コーディネーター研修
- 2層生活支援 コーディネーター研修
- サブコーディネーター・コミュニティスタッフ研修 等

(2) 職場研修

身体拘束・虐待防止研修、  
認知症ケア研修、感染症対応研修、  
接遇マナー研修  
事故予防研修 等

(3) 基幹研修

人権研修  
コンプライアンス研修  
階層別研修（対象別：新採用職員、新人育成リーダー、主任、管理職員など）  
地域福祉実践力向上研修  
コミュニティソーシャルワーク研修  
法人全体研修 等

(4) 課題別研修

苦情解決研修  
権利擁護の視点を学ぶ研修 等

## 4 施設の管理運営

### (1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、乳幼児から高齢者や障害者の方など様々な市民が利用する施設です。並木地域ケアプラザは、平成4年3月に開所し今年度末で満28年となり、設備の老朽化による不具合がしばしばみられます。快適・安全に安心して利用していただくために、設備の故障等により利用者に不便をかけることの無いように、区役所と十分な連携をとり施設の維持管理に努めます。また、施設の長寿命化に向け維持保全を計画的に行ってまいります。

#### 1. 設備保守

設備の定期点検を行い、不具合箇所の早期発見、早期修繕に努めます。

##### 【点検箇所】

- ・建物設備定期巡回点検
- ・自家用電気工作物点検
- ・エレベーター点検
- ・自動ドア点検
- ・害虫駆除点検、害虫駆除剤散布
- ・建築設備総合点検（12条点検）
- ・施設内定期清掃、受水槽清掃、レジオネラ検査
- ・消防設備点検、ガス点検
- ・セキュリティ管理

#### 2. 長寿命化の向けた計画修繕

施設利用の際の不便を最小限にするために、計画的に修繕を行います。

##### 【今後の予定】

- ・全館LED化 令和2年度 2階エレベーターホール及び廊下、相談室  
令和3年度 1階地域交流室、事務室  
(経過) 平成30年度 2階多目的ホール  
令和元年度 1階エントランス及び廊下
- ・エアコン改修工事 令和2年度 1階エントランス、2階エレベーターホール他
- ・エレベーター改修工事 令和3年度

## (2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

### 1. 事故防止について

ヒヤリハットや他施設の事事故例を共有し、日常点検や手順の見直しを行い、未然防止に取り組みます。事件や事故発生時は、対応マニュアルに則り、速やかに区役所等の関係機関へ連絡し、連携を取りながら対応します。

### 2. 防犯・防災について

防犯や防災に対して、犯罪や災害発生時に地域と協力体制が取れるよう、日頃から関係づくりを進めます。定期的な避難訓練は合築の活動ホームと協力し、火事や津波を想定した訓練を行います。福祉避難所の役割を果たすため、各種マニュアルや事業継続計画の整備、防災訓練や研修を計画的に行います。地域防災拠点会議に参加し、地域との連携強化を図ります。

### 3. 急病時の対応について

利用者の急病時は、発症時の状況把握を行うとともに、利用者の安全を確保するよう体制を整えます。また、ケアプラザ内にいる地域包括支援センター保健師やデイサービスの看護師等医療職が協力し応急処置を行います。救急隊の要請、家族等への連絡を行い、速やかに専門医療機関へつなぎます。利用者の急病時に対応できるよう、定期的にAEDの使い方を含めた救急対応の訓練を行います。具体的な対応方法がイメージできる迅速な対応ができるように、法人内の救急対応の事例を共有します。

### (3) 災害に対する取組みについて

#### ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

区防災計画に基づき、福祉避難所の開設訓練の実施を計画的に開催し、地域住民と協力して実施していきます。発生時を想定して、定期的に参集訓練を実施します。福祉避難所としての備蓄の準備や管理を行政と連携して適切に行います。

また、安否確認の必要なケースについては、日頃から地区社協、民生委員の方々と情報共有します。

地域防災拠点会議に参加し、災害など緊急時における障害者を含む要援護者の受け入れについて話し合いを進めます。

#### イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

震災や大型台風等の風水害災害について、ハザードマップを活用し地域状況を定期的に確認し、震災・風水害（台風）に備えた対応マニュアルに基づき対応します。職員が日ごろから避難経路の確認や防災訓練を行い、発災時に迅速な避難誘導や安否確認を行います。

##### 1. 会館利用時の迅速な避難

館内利用者が緊急時に迅速に避難できるよう、利用者にも参加していただき、年2回合築の地域活動ホームと共に防災訓練を行います。館内の避難経路や浸水等の際の近隣の一時避難場所を明記した避難経路図を館内に掲示し速やかな避難誘導を行います。また、海から近く海拔の低い地域のため、津波による浸水などの緊急時に近隣の団地の上層階へ避難できるよう、自治会の協力を得て行います。

##### 2. 災害時の安否確認の強化

地域包括支援センターで把握した個別ケースや、介護保険事業者等のサービス提供から把握した支援が必要な方を地域の見守りの取組につなげます。

また、地域ケア会議等で相談し作り上げたチラシ「高齢者 地域で見守りのポイント」や「安心連携カード」を活用し災害時の緊急時にも状況把握が迅速にできるよう地域と連携します。

##### 3. 地域と顔の見える関係づくり

定期的に地域防災拠点会議に参加し、顔の見える関係づくりを進めます。

#### (4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは横浜市の公共施設であることを認識し、常に地域住民や利用者の視点にたった対応を心がけるとともに、介護保険サービス事業者等に対しても公正中立な立場にたち、利用者やその家族に介護保険サービス事業者を紹介する際は、偏りが生じない様に情報提供します。

##### 1. 利用者への公正中立な情報提供

居宅介護支援事業所の紹介の際は、複数の事業者の情報を伝え、相談者が選択でき、不利益が生じないよう情報提供することに努めます。

また、情報提供を行う際、特定の事業所に偏る事が無いよう、情報収集に努めるとともに常に所内で情報共有や相談をします。

##### 2. 介護保険事業所との公正・中立な連携

公正・中立に情報提供が出来るよう、ハートページなどを活用して、特定の事業所に情報が偏らないようにします。

##### 3. コンプライアンスの推進

本会の職員は、関連する法律・諸規定を遵守し、社会福祉を担う職員として、公私ともに常に良識を持った行動をとることを心かけます。その取組として、コンプライアンスハンドブックを全職員が携帯し、公正・中立な立場で業務にあたります。

また、法令順守のみにとどまらず、積極的に市民の願いや期待に応え、行動することを目指します。地域福祉の推進役として職員一人ひとりが改革意識をもって考え、行動し、市民や関係機関との協働のもと、地域の福祉課題の解決に取り組みます。

## (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

利用者アンケート（毎年実施）やご意見箱の設置、日常的な利用者とのコミュニケーションの中から意見を収集し、改善に繋げます。要望や苦情は業務改善の機会と捉え、部門会議等で検討し、改善に取り組みます。

### 1. 利用者アンケートの実施

各部門で年1回利用者アンケートを実施して、アンケート結果を基に改善計画を立て改善に向けた取組を実施します。また、その取組を「改善宣言」とし、アンケートの集計結果とともに施設内に掲示し、広報紙にて地域へ周知します。

### 2. 施設利用者からの意見収集について

館内にご意見箱を設置して、施設を利用される方々からの意見を受けられる体制を整えていきます。ご意見をいただいた場合には速やかに職員会議等で改善に向けた取組を検討し、結果を館内に掲示いたします。全職員が一体となって業務の改善に取り組んで行きます。

### 3. 苦情への対応

「苦情解決規則に基づく苦情相談対応マニュアル」に沿って、苦情受付の体制を整えます。受付担当者、実務責任者（所長）、所管部長、苦情解決推進チーム、総括責任者という流れで苦情の解決にあたります。

苦情についてはその大小に関わらず真摯に受け止め、事業内容や接遇が適切に実施できるよう反映させます。利用者個人の尊厳を尊重し、利用者の権利を擁護する仕組みとして、苦情解決を位置づけ、サービスや事業の質の向上につなげます。

### 4. 法人内の事例の共有

法人運営の施設で発生した苦情対応事例について、法人内施設長会議で報告、共有を行います。また、法人内の事例についても半期毎に報告を行い、各施設・部署で同様の苦情が発生しないように業務改善につなげていきます。

## (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報保護法や横浜市個人情報保護に関する条例に基づき策定されている本会の「個人情報取扱マニュアル」により、適切に個人情報を管理・使用します。法人の運営状況について、本会ホームページに掲載するとともに、事業計画事業報告等の冊子を窓口に設置する等、積極的に情報公開に取り組みます。パソコンを廃棄する際は、職員立会いのもとデータを確実に消去します。

本会主催のLGBT・ハラスメント研修などの人権研修へ定期的に参加し、当事者の状況や背景を受け止め、全職員の意識啓発を進め、多様性を認め合う社会づくりを目指します。

### 1. 職員の意識啓発

個人情報の取扱い、人権およびプライバシーへの配慮について、年度当初の職員全体会議において研修を実施します。また、本会主催の人権研修等に参加し、伝達研修により職員全体の意識向上に取り組みます。

### 2. 個人情報の管理

個人情報が含まれるケースファイル・データ保存の媒体等は施錠管理を徹底し、必要時以外の外部への持ち出しを禁止しています。個人情報を持ち出す場合には、個人情報持ち出し簿を用いて、持ち出す物をダブルチェックし、帰社した後もダブルチェックを実施し、個人情報の流出を防ぎます。さらに、FAXでの個人情報の送付は原則行わず、郵送や手渡しを徹底し、リスクを減らします。

パソコンはパスワード設定を行い、セキュリティワイヤーでデスクに固定をしています。廃棄する際は、データを確実に消去します。

## (7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要な施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

### 1. 環境への配慮

ごみの少量化・分別・リサイクルへの取組（ヨコハマ3R夢）を進めるため、ごみ自体を減らすとともに、ごみを排出する場合は適切に分別を行い、大切な資源としてリサイクルに取り組みます。また、リサイクルペーパーなどエコロジー商品を積極的に購入します。

地球温暖化への対応（横浜市地球温暖化対策実行計画の推進）として、未使用の部屋の消灯、クールビズ・ウォームビズを推進し、空調機の室内温度設定を夏は28度、冬は20度として節電に努めるなど、施設運営の省力化を進めます。

### 2. 市内中小企業への優先発注

業務委託や物品購入などの発注については、横浜市中小企業振興条例と本会経理規程に基づき、中小企業への優先発注を意識した取扱いを行います。特に100万円以上の費用が発生する契約については、市内中小企業を優先指名することを規定した本会業者指名基準要綱に則り、本会業者選定委員会においてその対象となる業者を選定しています。

### 3. 障害就労施設等からの物品等の積極的な調達

障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達については、法人として『よこはま障害者共同受注総合センター事業』を横浜市から受託し、企業や行政等からの市内対象施設への受注促進等に取り組んでいますが、本施設においても物品調達の際は、エリア内を中心とした障害者就労支援施設等へ発注します。

### 4. 男女共同参画の推進

女性が活躍できる環境を整備し女性活躍の取組を加速させるため、法人として『女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画』を定め、女性職員が、職業生活において十分に能力を発揮できる雇用環境づくりを進めています。本施設の運営においても、職業生活と家庭生活との円滑な両立を可能にするため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、定期的及び不定期にも面談を実施する等、本人の意思が尊重される機会を積極的に設けます。

### 5. 障害者の就労推進

法人として定めた『障害者雇用推進方針』に基づき、法定雇用率を達成（令和元年6月現在3.42%）しておりますが、今後も各職場で障害の有無に関わらず各職員がいきいきと働く職場づくりを目指し、本会全所属における雇用推進に取り組んでおります。就労支援センター等とも連携し、各施設における障害者雇用推進に取り組んでいます。

## 5 事業

### (1) 全事業共通

#### ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

各時間帯・各部屋が市民の福祉保健活動に有効活用されるよう、各部屋の特徴や設備・貸出物品などの情報提供を行い利用者数の増加を目指します。情報提供にあたり様々な媒体（広報紙、ホームページ、横浜カレンダー等）を使用して、必要な人に必要な情報を提供します。

#### 1. 気持ちよく利用してもらうための環境整備

各部屋の整理整頓のため、部屋利用者が利用しやすいように部屋利用のルールや備品の置き場所の説明を各部屋に掲示します。破損した備品等がないか定期点検を行うと共に、利用団体にも利用終了時に確認を行います。

部屋利用やイベントの予定をカレンダーにして、施設内掲示や広報紙に掲載し、事業内容や空き室の状況がわかるようにします。

また、定期的に部屋利用団体懇談会を開催し、部屋利用マニュアルを用いて、部屋利用のルールを説明するとともに、意見の集約を行います。

#### 2. 利用促進のための合築の地域活動ホームとの連携

合築の地域活動ホームと貸し部屋を共同で使用しているため、曜日による優先利用枠の取り決めを行い、活動に支障が出ないよう配慮します。それぞれの優先利用枠で予約の無い場合は、地域活動ホームとその場で確認し利用できるようにします。

#### イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

「断らない相談支援」を目指しニーズの的確な把握や複合的なニーズへの対応など、幅広い相談に対応するとともに、日頃から区役所や関係機関と連携を図り顔の見える関係づくりを行う事で、対象者への情報提供や対応を速やかに行います。

アセスメントにより地域の特徴やニーズを整理するとともに、様々な分野の相談者に対する情報提供の手法に取り組みます。

##### 1. 地域の身近な相談窓口

地域の方や福祉保健従事者、学校や施設などからの幅広い相談・問い合わせに対し、全職員が“身近な相談窓口”であることを意識して対応します。

##### 2. 地域ニーズの収集、情報提供

窓口業務や定期的に実施している事業を通じて、相談者、利用者、ボランティアから寄せられる相談や個々のニーズ等を収集し、そこから見える地域の課題を地域ケア会議や地区推進連絡会、民生委員との交流会等の機会を活用して情報提供します。

##### 3. ケアプラザ内5部門連携

個別相談で把握される様々な課題は、地域包括支援センターで開催する「地域ケア会議」等を通じて民生委員児童委員をはじめとした地域の担い手や関係機関で共有、今後の対応方針や解決策について検討します。

地域で必要とされる取り組みについては、地域福祉保健計画で取り組むべき課題として地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターから地域支援チーム会議等へ提案し検討、実践につなげます。

ケアプラザ内5部門の専門職が、お互いの役割と機能を理解した上で連携を図り、対応を統一したうえで、適切な情報提供を行います。

## ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザを運営する上で、区役所や地域内の関係機関及び区内各専門機関との連携が最重要であると考えています。日頃からの顔の見える関係づくりに努め、双方向での情報把握や連携した関係づくりを目指します。

所内においては、地域ケアプラザが日常生活圏域における地域支援を進めるため、本会が作成した「地域ケアプラザが取り組む地域支援～5職種連携編～」の考え方により、地域活動交流事業、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業と協働し、所長も加えながら地域課題の把握、地域支援業務を進めます。

### 1. 5職種連携による地域支援

5職種（生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーター、主任ケアマネジャー、保健師等、社会福祉士）に加え、所長を含めて効率的に地域行事等の参加を含めた地域支援を分担します。月に1回程度、5職種会議を実施し、地域やケースの情報共有、支援方針の共有検討を進めます。

また、区や区社協と毎月ケアカンファを開催し支援が必要な地域住民について共有すると共に各職種の役割を生かした支援をしていきます。

### 2. 多職種連携による事業展開

自主事業をする際には、部門を超えて企画・協働して実施することで、複数の視点（介護予防、ボランティア育成、住民同士の交流、権利擁護等）から効果的に自主事業を運営します。

地域包括支援センターや居宅介護支援は個別のケースからとらえた課題を集約します。地域のサロンやシニアクラブ、地区推進連絡会等で地域の傾向を発信しながら「階段の多い住宅で要介護状態になったとき、どんな地域サービスがあれば生活がスムーズに送れるか」等具体的な住民の不安解消のために、生活支援体制整備事業や地域活動交流が地域全体の取組の必要性を地域と検討します。通所介護では、地域の生活環境や個別のニーズをくみ取り、在宅での生活を継続するために個別支援を行うと共に、介護技術講座など協力して実施し、家族の在宅での介護負担の軽減を図ります。

### 3. 近隣施設等との連携

地域の利用者が利用する近隣施設である「ジュビのえんがわ」「並木コミュニティハウス」「富岡並木地区センター」「富岡東地域ケアプラザ」「富岡地域ケアプラザ」等と連携して事業を展開します。対象者を限定せず、様々な世代を対象として、それぞれの施設の周知も行います。

連携するなかで、気になる利用者については情報を共有し、定期的な見守りを行うと共に区高齢・障害支援課、こども家庭支援課等関係機関へつなぎます。

徘徊等で定期的な安否確認が必要な方に対して、その方の利用する施設と連携し地域での見守りを強化します。

## エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

区社会福祉協議会、地域ケアプラザが一体となり、住民活動の拡充や専門機関も含む支援体制の整備を進め、必要な地域活動を住民とともに考え、組織化や活性化(つながりづくり、担い手の育成、新規事業化など)を支援・協働していきます。

### 1. 顔の見える関係づくり

自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、シニアクラブ等、地域関連団体の会議や行事に定期的に参加し、地域ケアプラザの役割を伝え、気軽に相談しあえる関係づくりを目指します。

### 2. 地域ケア会議や協議体の推進

個別ケースの検討を積み重ねる中で、地域に不足している資源やサービス、連携が不十分な職種や機関、深刻化が予測される地域の課題等を明らかにしていきます。これらを地域住民等関係者で共有し、ケアプラザ内5部門が連携して、地域課題の検討や課題解決に向けた検討を行う会議等を進めています。

### 3. 身近な地域でのつながり・支えあい活動の推進

区社会福祉協議会と市社会福祉協議会との連携を深め、身近な地域での自助・共助・公助、それぞれの大切さ、連携の必要性を発信しながら、地域の支え合い活動の推進に取り組みます。

## オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

区の事業等に積極的に参加・協力し、金沢区運営方針目標の実現のために各関係機関と協働を進めます。金沢区地域福祉保健計画「いきいき金沢・ささえあいプラン」の推進をはじめ、各地域支援チームと協働し、地域の課題を把握・共有しながら、地域の方と共に解決できるよう取り組みます。

### 1. 地域福祉保健計画地区別計画の推進

地域福祉保健計画地区別計画における地域が目指す「みんなの顔が見える街」「生涯住み続けたいと思う街」の実現に向けて、地域支援チームの一員として積極的に携わり、区役所・区社会福祉協議会、近隣ケアプラザと連携しながら地域の取組みを支援します。

### 2. 多課題ケースの支援強化

地域包括支援センターで関わるケースの中で、特に課題を多く抱えたケースの支援については、区役所と連携しながら対応しつつ、毎月の定例会で全体的な方針について再度検討をします。また、虐待や貧困のケースが潜在していると推測されるため、早期の対応に努めるとともに、権利擁護事業に関して区社会福祉協議会と連携して進めます。

### 3. いつまでも元気でいるための仕組みづくり

健康寿命の延伸として、介護予防事業を通じ、いつまでも元気で生活するための生活習慣の見直し、セルフケアの重要性を伝えると共に、地域の祭りでの健康チェックコーナーや運動講座を開催し、若い世代からの取り組みを、区役所と連携して進めます。

金沢区の歴史や自然環境、ウォーキングコースを生かした史跡巡りやウォーキング講座を開催し、楽しみながら健康増進に取り組める講座を開催します。

健康診断や「横浜市もの忘れ検診」の受診を促し、疾病の早期発見を進めます。

### 4. 子育て支援の充実

ケアプラザでの子育てサロン等、身近な場での子育て支援を充実させるとともに、民生委員、児童委員、近隣保育園の保育士等と連携し、地域なうえで孤立しないよう仕組みを作ります。貧困や虐待のリスクを地域と共有し、早期に関わるよう区子ども家庭支援課と連携を強化します。

### 5. 災害時の対応

災害時には区役所と連携して福祉避難所の開設を行います。また、地域防災拠点定例会に参加し、各種ハザードマップ等を活用し、危険個所の共有を行います。地域と連携して、防災に関する研修を開催したり、地区推進連絡会等で防災について議題を提案し、防災への意識の向上を図ります。

## **力 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について**

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

### 1. 区地域福祉保健計画策定に向けての連携

第4期金沢区地域福祉保健計画「いきいき金沢・ささえあいプラン」における地区別計画の地域支援チームの一員として地域支援チーム会議では、地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーター、所長が主体となって参画するとともに、地域包括支援センターの専門職も加わり、区役所・区社協とともに、計画の推進に積極的に取り組みます。

### 2. 個別ケースの課題から見えた地域課題の解決への取組

地域ケアプラザは、地域の身近な福祉施設として、地域情報の収集と地域ケアプラザの機能を活かした支援を継続していきます。また、受け止めた情報は、地域支援チームの会議などで提供・共有し、解決や地域活動への協力につなげます。特に、地域包括支援センターの総合相談で把握した個別の困りごとを集約・分析することで、地域の課題としてその解決に向けた取組が地区別計画にも反映できるよう働きかけます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア　自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

地域の身近な施設という特徴を活かし、自主事業を通じて、地域福祉のための新たな取り組みを地域の実情や地域のニーズに合わせて行います。また、区社会福祉協議会をはじめとした関係機関との協働により、高齢者・子ども・障害者と区切らず、様々な世代が参加できる事業を実施します。そこで生活する誰もが安心して生活できる地域になるよう、幅広い地域福祉活動の促進を5職種が協働で取り組みます。

1. 高齢者分野

「介護保険の認定率が低い」という地域の特性を踏まえ、「元気なうちから介護予防」をキーワードに地域の健康意識を高め、健康寿命の延伸を図ります。働く世代や男性が参加しやすい様に休日や仕事帰りでも間に合う夜の時間帯を活用した、「体幹トレーニング講座」を開催します。また独居高齢者等で外出の機会が減少している方にも気軽に参加して頂ける、小物づくりや体操、街歩き等、多様な講座を用意して「並木ティールーム」を開催します。

2. 子ども分野

育児中の母親にとって、気兼ねなく地域の方と関係づくりができる機会として「子育てサロンなみき」を開催します。定期的に参加できるように、年間スケジュールのチラシを作成し、民生委員や児童委員等と連携して周知を図ります。子育てサロンには、近隣の金沢ふたば保育園の保育士に適宜参加していただき、専門職に子育ての悩みを気軽に相談できる機会を作ります。また、育児中の母親に向けて自身の体調管理と、子育て中のストレス軽減となるよう「ママのためのエクササイズ」を開催します。講座中の保育を地域の方や、過去に講座に参加した方に依頼することで、地域事業の担い手の育成も行います。

3. 障害者等分野

ケアプラザと併設の障害者施設、区自立支援協議会と協働で、担当エリアの小学校に向けて「障害理解」の出張講座を実施します。地域の中で支援が必要な人の理解を深め、困っていることに気が付けるよう啓発を推進します。地区社会福祉協議会主催の障害児者余暇支援事業を共催し、地域の啓発活動に協力します。また、併設の障害者施設と共に「お祭り」を開催します。日頃ケアプラザや障害者施設に来館する機会がない地域の方々に気軽に来ていただき、施設内の様子を見て、知っていただく機会とします。

4. 多世代分野

「なごみサロンなみき」「夕涼み会」「だれでもスイーツレッスン」等、子どもから高齢者まで、物作りや食を通じて多世代が楽しみながら交流できる集いの場を開催します。また地域の団体や関係機関と協働し、お互いの施設・活動を紹介し合い、地域の方へ集いの場の周

知を図ります。

## 5. その他

事業については広報紙・チラシ等で周知するとともに、開館時間外でも講座の内容の確認や申し込みができるようインターネットの環境を整備します。

### イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

地域ケアプラザの貸館事業が、地域の方々に有効に利用していただけるよう最新の空き状況の情報提供を行うとともに、ご利用される団体からの意見や要望を伺う機会を定期的に設け、いただいた意見を施設運営に反映していくことで、利用される方々の視点に立った利用しやすい施設づくりを目指します。

#### 1. 施設内環境の整備

団体が気持ちよく、部屋を利用出来るように定期的に館内整備を行います。経年劣化等で不具合が生じた箇所については、速やかに修理・修繕を行います。

#### 2. 利用者の声に基づいた改善

利用団体アンケートの結果を踏まえ、改善を行います。また、その内容については掲示の他、広報紙で周知します。ケアプラザを拠点に活動している個人、団体の交流会を実施し、貸館に関するルールの確認を行うと共に、利用・活動する側の意見・要望を伺います。

#### 3. 団体同士の横のつながりの強化

貸館利用登録団体の紹介パネルを作成し、来館者に見ていただけるよう館内掲示します。広報紙にて団体の紹介を行い、新たな担い手の募集も同時に行います。団体交流会を通じ、他の団体の活動内容を共有することで、事業協力をするなど活動の場を広げるきっかけを作ります。

#### 4. 地域での活動の場の提供

活動内容に応じて、イベント等への協力依頼を行います。ケアプラザでの自主事業への協力のほか、地域のサロンや、お祭りなどで活躍できる場を紹介し、活動の幅を広げます。

## ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

地域福祉保健計画 地区別計画などから挙げられる、「必要とされる地域活動」を担う人材の発掘・育成を念頭に、これまで地域の福祉保健活動に参加したことが無い方に対して、情報を提供することで参加のきっかけ作りを行うなど、関係機関や地域団体と協力体制を整えてボランティアの発掘や育成を実施します。

1. 区社会福祉協議会ボランティアセンターと協力して、ボランティア人材の情報共有を行います。また、ケアプラザ事業へボランティア派遣依頼し、ボランティアの活動の場を提供します。
2. シニア層のボランティアには積極的に「よこはまシニアボランティアポイント登録研修会」への参加を進めます。
3. 地域のボランティア交流会に参加し、各団体の活動内容や現況の把握を行い、担い手不足や活動内容など課題の解決に取り組みます。また、団体同士の横のつながりを強化します。
4. 貸館登録の福祉保健活動団体が継続的に活動できるよう、自主事業・包括出張講座・地域のイベント等、その団体の特技が活かされる場の情報提供やコーディネートを行います。
5. 個人ボランティアへは、他のボランティアグループの活動を紹介し、活動の幅を広げます。定期的なボランティア登録の更新を行い、団体の活動を把握するとともに、活動が滞らないよう支援します。

## エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地区社協などの地域の会合や地域サロン等（U-You カフェ、なごみサロン等）に参加した際には、活動記録や地域から得た情報などを地域支援記録に整理し、部門間での情報共有を行い課題把握に努めます。また、地域アセスメントシートを定期的に更新し、そこから見えてくる課題に対して解決に向けた取組を行います。

貸館利用団体懇談会や地域サロン連絡会などを開催し、地域活動団体同士の情報交換や情報提供の場として活用するとともに、団体同士の協力・連携などの関係づくりを進めます。

### (3) 生活支援体制整備事業

#### ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

1. 横浜市のHPやアセスメントシート、地区概況シートを活用し人口データや高齢化率などの基礎情報から経年変化を把握するとともに、定期的に出席しているシニアクラブの会議や地域の出張相談、サロン等から生活上の困りごとやニーズの把握を行います。
2. シニアクラブに向けて日常生活の困りごとや必要なサービスを聞き取るアンケートを実施し、結果を地域ごとに集計し、地域特性や高齢人口と照らし合わせ課題を整理します。
3. 5職種ミーティングや区役所、区社会福祉協議会との定例会、ケアプラザ内のケアマネジャーへのヒアリングを通じて、ボランティアグループの活動内容や、新規開設の事業所等の最新情報を職員間で共有し、地域ニーズや資源の分析を行います。また、職員間で把握している情報を民生委員や地区社会福祉協議会、自治会に共有するために、地域包括支援センターと連携して地域ケア会議などの場を設定します。
4. 既存のボランティアグループへ依頼される介護保険サービスでは補えない部分の相談内容を把握、分析し、地域包括支援センター職員と連携し必要に応じた働きかけを行います。

#### イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

地域活動交流事業、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業の5職種が連携して単位町内会ごとの地域活動の情報収集や分析、個別ケースの課題分析をすすめ、地域ごとの特徴や傾向を明らかにし、区社会福祉協議会と地区の地域活動支援の状況、取組・支援方針について情報を共有します。

1. ア内の社会福祉法人等を把握し、地域との連携や、取り組み等をヒアリングやアンケートを用いて調査し、顔の見える関係を築きます。
2. ケアプラザとケアマネジャー、民生委員児童委員の連絡会やケア会議を開催し、個別ケースの共有や、地区推進連絡会等から地域資源の把握を行います。
3. 地域包括ケアシステム構築のため、現在UR都市機構と一緒に取り組んでいるUR団地の地域福祉医療拠点化を目指し、ゆるやかな見守りの場として運営しているサロンを継続します。また、必要な方を結び付けるために施設や専門機関との新たな連携先を開拓します。

4. 関東学院大学、横浜市立大学の学生やLINKAI 横浜金沢と連携し、大学生や企業が持っている地域情報を集約し、それぞれの特技を生かした地域へのかかわりを検討します。また、フードバンクかながわの事業PRを行いながら、寄付を行っている企業の状況や、食材の提供先の状況を集約し、必要な方へ支援が届く仕組みを検討します。

#### ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

地域が把握している情報や地域ケアプラザ全部門での連携を通じた情報の整理、課題の把握や地域づくりにおける意識の統一を図りながら、地域住民と主体的な取組に繋がるよう協議体を位置付け、運営していきます。

1. 地域の活動団体や地区社会福祉協議会の抱えている「担い手の高齢化」や「地域活動参加者の不足」といった課題に対し、現状の把握をしたうえでどのように課題解決につなげることができるのか検討する場として協議体を開催します。  
また地域課題や個別課題の共通認識を図ることができるよう区社会福祉協議会や区役所の地区担当と協同し、ネットワークを構築します。
2. 今後起こりうる課題に向けて、意識づくりや課題解決の検討の場として有意義に協議体を活用できるよう、地域包括支援センターで抱えている個別課題や地域課題を可視化し提示できる形に整えます。

## エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

既存の活動・サービスが抱える課題等を積極的に把握し、適切な支援をするとともに地域・保健分野以外のサービス提供、支援・活動等を行う企業、関係機関、団体等についても、福祉保健への関心を向けるような働きかけを行うとともに地域の活動等につなげたり、活動の幅を広げる支援を行っていきます。

1. 地域の活動団体の集まる交流会を地区社会福祉協議会と共同で実施し、対応すべき課題に合わせて柔軟に対応するとともに、解決に向けた取り組みを進めていくことを支援します。
2. 生活支援体制整備事業の取組を広く周知・PRするためにケアプラザの広報紙やホームページ等を活用し、発信していきます。
3. 地域のサロンや地域資源情報が必要とされる方に届くよう、関係機関やケアマネジャーとの連携を強化するとともに、専門職や企業が地域の活動につながるような働きかけを積極的に行い、協力を仰ぎます。
4. 男性のセカンドライフの充実や地域活動を担う人材を発掘し、地域との関係づくりのきっかけとするために、「男性アクティブシニア向けの講座」を実施します。  
また、講座を通じて自分ができることから地域活動に関わっていけるような仕掛けや、自主的に集まり交流する場の創出を積極的に行います。

#### (4) 地域包括支援センター運営事業

##### ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域の住民が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域へ積極的に出向き地域のニーズ把握に努めるとともに、住民の交流の場づくりや見守り活動を地域の方と協力し推進していきます。

また、介護予防の取組や要介護状態になっても安心して生活を継続できるよう地域の関係機関と協力し、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

窓口および電話等で寄せられる個別の相談だけでなく、地域の様々な会議の場への出席や、自主事業・施設利用団体とのコミュニケーションを通じて、地域の潜在的ニーズを捉えることができるよう努めます。また民生委員や地域の関係団体等との連携を図りながら、適切な情報把握に努めるとともに、必要に応じて専門職や関係機関に繋ぐなど、適切な支援を行います。

1. 情報の把握が不十分となっている自治会町内会に対し、介護保険、福祉用具、成年後見制度等の出張連続講座および出張相談を実施します。
2. フードバンクかながわを含めた地域のネットワークづくりと、食の支援を当事者に届ける仕組みづくりを検討します。
3. 民生委員と連携し、生活に困窮する高齢者に関する情報把握に努めるとともに、子どもや障害児についても行政や教育機関等との連携を図ることで、家族丸ごとの支援に努めます。

## イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症当事者がその意思を尊重され、住み慣れた環境で暮らし続けるには、周囲の認知症への正しい理解が不可欠です。地域で活動するキャラバンメイトと連携しながら、地域住民、学校、企業に向けた認知症サポーター養成講座を実施し、認知症への理解促進に努めます。また認知症当事者や家族からの相談に対しては、介護保険制度の利用や医療機関の受診、また必要に応じて認知症初期集中支援チームに繋げるなど、その人の状況に合わせた適切な対応を行います。

1. 金沢区認知症キャラバンメイト「ロバの会」と連携した認知症サポーター養成講座を開催します。
2. 「ロバの会」の活動に際し、自主講座での質疑応答時に専門職として対応する等、引き続き後方支援を行います。また可能な限り定例会に出席し、講座のプログラム等についてのアドバイスを専門的見地から行います。
3. 「認知症の人にやさしいまちを目指す地域をつなぎ、社会を変える大きな力にする」というミッションのもとに活動しているRUN伴に賛同し事業協力します。主に三浦半島を中心に活動しているRUN伴の事業を、逗子市社会福祉協議会、関東学院大学、横浜市立大学、区社会福祉協議会、区役所、区内地域ケアプラザ等と協力して、金沢区RUN伴+として開催します。

#### ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

介護保険事業所や医療機関等と連携し、虐待や消費者被害の未然防止・早期発見に努めます。また地域の出張講座や自主事業等を利用し、地域住民に向けた周知活動を実施することで、権利擁護への意識を高めていただけるよう啓発を行います。認知症等により意思決定に支障のある高齢者に対しては、その権利・財産が守られるよう専門職、関係機関と連携し、成年後見制度の利用等に向けて、きめ細やかな支援を行います。

1. 民生委員や地域住民に向けた啓発を「知って防ごう高齢者虐待」等のパンフレットを用いて、自治会町内会の出張講座等を利用し実施します。またケアマネジャーに対しては、新任ケアマネジャー研修の場を活用し、虐待の種類や対応方法等について周知啓発を行います。
2. 金沢区版エンディングノートを活用し、認知症、成年後見制度、相続・財産管理等、権利擁護に特化した連続講座を開催します。また弁護士、司法書士、行政書士等の協力のもと、講座と併せて個別相談会を実施することで、成年後見制度の利用促進に努めます。

## **エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等**

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### **1. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務**

#### **(1) 地域組織の会議、事業への参加**

地域への出張講座やサロン、行事などへの参加を通して、地域包括ケアシステム、介護保険制度の啓発やケアプラザ事業の周知を行います。

#### **(2) インフォーマルサービスの把握**

上記地域の会合への参加や事業の協働を通して、地域アセスメントを実施し、インフォーマルサービスの把握を行います。

また、把握した情報を、民生委員、地域包括支援センター、ケアプラザ職員の情報交換会等で共有し、地域組織とケアマネジャーの関係構築を支援します。

#### **(3) みまもり事業**

民生委員、地域包括支援センターで実施している『独居男性高齢者見守り事業』では、ゆるやかに見守りながら地域での独居生活の実態を把握し、個別課題、地域課題の解決に向けて検討していきます。

### **2. 在宅医療・介護連携推進事業**

#### **(1) 医療・介護機関等とのネットワーク強化**

並木地域ケアプラザ、富岡地域ケアプラザ、富岡東地域ケアプラザ、能見台地域ケアプラザの北部主任ケアマネジャー共催で『在宅医療連絡会』を継続実施します。医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー、区、包括と多職種で課題検討し、金沢区の在宅医療連携の推進を目指します。

また、金沢区9地域ケアプラザの主任ケアマネジャー、区薬剤師会との共催で『ケアマネジャーと薬剤師の情報交換会』を継続実施します。

#### **(2) ケアマネジャー支援**

並木地域ケアプラザ、富岡地域ケアプラザ、富岡東地域ケアプラザ、能見台地域ケアプラザの北部主任ケアマネジャー共催で『ケアマネカフェ&事例検討会』を開催し、地域で活躍するケアマネジャー同士の連携支援、スキルアップの為の支援を行います。

## **オ 地域ケア会議について**

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

医療・介護の専門職や地域住民との検討を実施してきた個別地域ケア会議の結果を、自治会町内会や民生委員児童委員協議会等の機関と共有し、地域課題の把握と分析をしていきます。

地域ケア会議から見出された課題に対し、地域ケアプラザ5職種、区社会福祉協議会と連携し地域包括ケアシステムを推進していきます。

1. 個別レベル地域ケア会議では、個別課題の解決、ケアマネジメント支援、地域包括支援ネットワークの構築を目指します。
2. 包括圏域ケア会議では、地域課題の発見、ネットワーク機能の構築、誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざします。

## **カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について**

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

適正なケアプラン作成のため、プランナーの資質向上に向けた研修を定期的に実施します。また、公正・中立な立場を基本に居宅介護支援事業所への委託は、委託先が偏らないように幅広い事業所へ委託します。

ケアプラン作成については、地域で行われる活動への参加もプランに加えることで、地域全体でその方の介護予防が進められるよう意識したプラン作りを心がけます。

### **1. 利用者主体のサービス提供**

利用者の目指す自立した日常生活を継続できるよう一緒に考えていく基本姿勢を大切に支援します。また、利用者自らが十分納得し、選択できるように丁寧な説明と情報提供を行い、目標を共有したうえで、その人らしい意欲的な生活が送れるよう支援します。

### **2. 研修・情報共有による人材育成**

定期的に勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、プラン作成者のスキルアップを図ります。法人独自の取り組みとして、内部講師による「介護予防支援基礎研修」及び「介護予防フォローアップ研修」を継続して開催します。

### **3. 居宅介護支援事業所への業務委託における公正中立性の確保**

特定の事業所に委託先が偏る事などが無いように、常に所内で情報共有し幅広い事業所に委託を依頼します。また、委託先の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、自立支援に資するケアマネジメントが実践できるよう、スキルアップの機会を提供します。

#### 4. 地域における介護予防の推進

介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域の資源である地域活動などのインフォーマルサービスも積極的に活用しケアプランを作成します。また、プランを立てるにあたり不足していると思われる社会資源について、居宅介護支援事業所のケアマネジャー等から情報収集・分析し、地域支援に活かします。

## キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

体力向上・認知症予防などの介護予防講座や体操教室等を企画・運営することで、介護予防に対する意識づけや取り組むきっかけづくりを進めます。

また、講座や事業の終了後も継続して自発的な介護予防への取組につながるように支援します。

横浜市が『健康長寿日本一』を目指した取組として実施している「よこはまウォーキングポイント事業」「よこはまシニアボランティアポイント」等のよこはま健康スタイル推進事業について周知し健康増進を進めていきます。

### 1. 元気づくりステーションの支援

元気づくりステーションでは、区役所と連携を図りながら、ロコモティブシンドローム、口腔ケア、認知症予防、栄養改善を参加者主体で取り組むことのできる、住民主体のグループ支援を行います。現在活動中の5グループにも引き続き活動支援を行います。

### 2. いつまでも元気でいるための知識の普及

介護予防普及啓発活動では、介護予防に関する、ロコモティブシンドローム、口腔ケア、認知症予防、栄養改善についての地域のサロンやシニアクラブの定例会に出向き講座を実施します。自主事業として、定期的な運動習慣の提案として若い世代への「体幹トレーニング」や、フットケアをはじめとする「体のメンテナンス講座」等を開催します。

### 3. 既存のグループへの活動支援

地域のシニアクラブや自主活動を行っているグループに向け、介護予防に関する出張講座や活動継続のための運営支援を行います。

地域の中で介護予防活動を行う方々の活動を支援し、参加者の中から介護予防活動を担う人材を発掘したり、支援者向け養成講座等を開催します。

### 4. 「よこはまシニアボランティアポイント」の周知

いつまでも元気で出来る範囲の地域活動を進めていただくために、「よこはまシニアボランティアポイント」の利用を促進します。定期的に広報紙等にて周知し、登録をされていない方には説明会への参加を勧めます。

#### ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

地域包括支援センター3 職種の専門知識や技能を活かし、地域活動交流コーディネーター及び生活支援コーディネーターも含めた各職種が持つネットワークを共有し、各々が関係性を構築していくことで、地域ケアプラザとして基盤となるネットワークが強固になるよう進めていきます。

また、これらのネットワークを基盤とし、スムーズに支援チームが結成され、適時に機能する支援体制の構築を目指します。

現在は、富岡第一地区の移動販売事業（セブンイレブンと地域、区役所、区社会福祉協議会と協働）開始に向け、地域における効果的支援について検討しています。

## (5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

介護保険法の目的に添い、利用者が可能な限り自宅で、自立した日常生活を営むことが可能なよう支援を行い、さらに利用者の家族の身体的、精神的負担が軽減できるようケアプランを作成します。

また、地域資源の収集・情報提供をし、身近な相談・支援の窓口としての居宅介護支援事業所を目指します。

### 1. 尊厳の保持・自立支援の視点

利用者の意思を尊重し、心身の状況や環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活(要介護状態の予防、軽減又は悪化の防止等)が送れることを目標にして、居宅サービス計画を作成します。

また、介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域の資源である地域活動等のインフォーマルサービスも積極的に活用します。

### 2. 多職種、関係機関との連携

区役所や地域包括支援センター、地域の福祉・保健・医療サービス、ボランティア団体等の関係機関と連携を図ります。特に指定介護予防支援事業者が同施設内にある利点を活かし、利用者の状態にかかわらず切れ目のない支援ができるよう連携していきます。また、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように調整します。その際には公の施設における事業提供であることを踏まえ、公正中立な立場で対応します。

### 3. 個別課題から地域課題へ

利用者支援を通じて把握した個別課題を整理し積み重ねていくことが、地域課題の把握につながると考えます。そのため、整理した個別課題を地域包括支援センターや区役所、区社会福祉協議会に発信するとともに、地域の社会資源である居宅介護支援部門として、他部門と連携し、地域ケア会議に積極的に参加するなど、地域住民と共に地域課題の解決に取り組みます。

### 4. 研修・情報共有による人材育成

定期的に勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、ケアマネジャーのスキルアップを図ります。

法人内研修：事例検討研修、課題整理総括表研修等

所内研修：施設見学・アセスメント・対人援助技術研修等

## (6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

本会の理念に基づいたデイサービス提供方針により、利用者一人ひとりの生き方を大切にし、その人らしく活き活きと健やかに過ごせるようにサービスを提供します。

生活動作全般において自分で行っていただけるよう、定期的に生活動作を評価し、自身の能力に応じた介助を行います。また、社会生活の維持・向上を図るために、自身の興味がある活動ができるようお手伝いし、お仲間同志の交流や職員との会話の中で生活改善のきっかけと一緒に探していきます。

ご家族に対しては単なるサービス提供の場ではなく、安心して生活上の相談ができる身近な窓口として、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるように取り組みます。

### 1. 自立支援・重度化防止の視点

ご自分でできることを増やし、ご自宅で生き生きと過ごしていただけるように利用者の意欲や能力を引き出す支援に努めます。利用者一人ひとりの状態をアセスメントし、必要な支援内容を検討し、自身の“できる”を奪わない支援に努めます。

体操や歩行訓練では、ご自宅での生活を送るために目的のある動作を取り入れます。歩行訓練では機能訓練指導のため看護師が付いて行うほか、廊下に運動プログラムを貼り出し、運動したい時にできるよう工夫します。

個別性を尊重し、ご自分で選択・自己決定できるように選択制プログラムを提供します。

\* プログラム内容の例：カラオケ・麻雀・オセロ・脳トレーニングドリル・折り紙等

### 2. 地域住民、関係機関との連携と福祉人材育成

地域に開かれた施設として、ボランティアを積極的に受け入れ交流を広げます。また、小学校や保育園からの子どもを受け入れ、利用者と子どもたちの交流を図るとともに、高齢者や認知症理解のきっかけづくりを行います。

教員免許取得実習生や福祉系専門学校からの実習生、横浜市職員研修や企業の新入社員研修等幅広く受け入れ、次の世代を担う人材育成に協力します。

健康体操、レクリエーション、福祉用具の使い方、介護技術介護技術等の講師として職員が地域に出ることで、地域福祉の推進に寄与するとともにデイサービスを知っていただくきっかけづくりを行います。

### 3 職員の資質向上

本会の研修計画にケアプラザ独自の研修プログラムを設定し、習熟度に合わせた研修に参加できる体制を整えます。また、研修参加が難しい職員に対しても会議等を通して伝達研修を行い、専門職としての知識・技術を向上するよう努めています。

\* 研修内容：事故予防研修・感染症研修

認知症ケア研修・マナー接遇研修・虐待防止研修 等

## 6 収支計画及び指定管理料

### (1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

#### 1. 人件費

地域活動交流部門は当該地域における地域福祉を住民とともに推進し、地域包括支援センターは専門部署として相談や事業を実施します。各部門の効果的な業務推進、質の高いサービス提供ができるよう、経験と知識のある職員の配置が可能な額を積算します。

#### 2. 事業費

事業計画を基本に講座の材料費相当分など受益者負担も適正に徴収することとして費用を積算します。期中における新たな取組による費用発生も想定されますが、限られた人員の中で事業を拡大し続けることは困難であるため、既存事業の見直しを行い予算の範囲内で執行に努めます。

#### 3. 事務費

特に施設利用者の使用する備品類の劣化が進んでいるため、指定期間中に計画的に更新できるよう費用を配分します。光熱水費は引き続き省エネを徹底することで費用の増額は見込まずに積算します。

#### 4. 管理費

利用者の安全性、快適性に直結する設備保守費用、清掃費用は不足することがないよう、前指定管理期間中の金額を基本に積算します。

以上のような費用積算の考え方により費用を積算し、指定管理料の不足分は介護保険事業の利用料収益を活用して充当する計画とします。

## (2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

### 1. 利用料金の収支の活用について

経験豊富な職員を地域包括支援センター等、指定管理料での事業部門に配置することとし、指定管理料に不足分が生じた場合には、介護保険事業における収支差額（収益）を充て、質の高いサービスを提供します。

また、上記の充当後の収支差額（収益）を、地域活動の推進に取り組む財源として活用することを検討します。

### 2. 運営費の効率性について

#### (1) 一括入札・契約の実施

市内で複数の指定管理施設を受託している利点を活かし、引き続き建物や設備保守管理業務契約等の一括入札が可能な契約を集約し、効率的な運営費の執行に努めます。また、備品・消耗品についても一括購入するなどし、経費の節減に努めます。

#### (2) 省エネの徹底

利用者の快適性を損なわない範囲で節電、節水を徹底して費用の縮減に努めます。

#### (3) 契約における競争性の確保

本会経理規程に則り、保守管理契約はもとより、施設単体で契約する備品や消耗品の購入に至るまで入札や見積もり合わせを行って業者の競争性を確保し、経費の縮減に努めます。

#### (4) ワーク・ライフ・バランスの推進による効率性の向上

ノーリストラクチャー、年休取得目標の設定などワーク・ライフ・バランスを推進することで職員の業務の効率性を向上させ、職員の定着率を上げるとともに超過勤務経費の縮減を図ります。

#### (5) スケールメリットを活かした職員採用、育成

職員採用の事務と職員育成のための研修を法人が一括で行うことで、施設単位での職員採用、育成に係るコストを軽減します。

## 7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

### (1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

地域の見守りをはじめとした地縁の強化のために、さまざまな事業を展開しました。

#### 1. 高齢者見守りシステムの構築（地域包括支援センター、主に民生委員との連携）

高齢化率が 40% の地域で一人暮らし高齢者の特に男性の方が、生命に危険のある状況で把握されることが度々ありました。築 40 年の集合住宅ですが、入退去が比較的多く自治会加入率が低いことから、民生委員や町内会長等も把握しきれないことがありました。

「孤立死」をテーマに地域ケア会議で個別ケースを検討したり、区役所生活支援課のも協力を得て「生活困窮者自立支援事業」や「8050 問題」をテーマにケアプラザ圏域の会議として見守りのシステムが出来ないか検討を重ねました。その結果、「高齢者 地域で 見守りのポイント」というチラシを地域の方と作製し、民生委員と協力して、対象団地への各戸配布を行いました。

#### 見守りのポイント



かかわりの少ない高齢者宅へ訪問するにあたり、イベントを紹介したら効果的ではないかと「カラオケ de 歌おう」を開催しました。民生委員と区地区担当職員の協力を得て訪問し、自治会未加入の高齢者も参加できるようにし、外出のきっかけや高齢者同士の交流の場、顔の見える関係づくりを進めました。年 2 回ほどの開催ですが、定期的に参加する方や、友達に誘われたと訪問していない方の参加も見られます。介護サービスを拒否していた認知症の方がデイサービスにつながり、体調が安定してきたという事例もあります。地域の皆さんと検討を重ねてきた結果、地域の見守りの意識も高くなり、体調不良者の発見が早くなっています。

#### 2. お助け隊なみき（生活支援体制整備事業、地区社協と近隣ケアプラザ連携）

すでに、自治会町内会など小単位では実施してきた、「地域のちょっとした困り事の手伝い」を、地区社協として連合町内会全体で活動できないかと長年検討を重ねてきました。地域支援チーム会議や地区推進連絡会で議題として提案したり、ケアプラザ共催でボランティア講座を開催したりしながら、平成 30 年度に「お助け隊なみき」を立ち上げました。

依頼の受け方や活動内容の統一化を図り、担い手の数を少しづつ増やしながら、定例会や研修会を重ね、団体としての活動を定着化させてきました。令和元年度には、LINKAI 横浜金沢のある印刷関係の企業と連携しチラシの作成を検討し PR を強化しました。

現在は団体として自立してきましたので、他地区へ向けて取組の報告会なども実施し、取り組みの見える化も積極的にすすめています。

### 募集チラシ



### 3. みんなの居場所づくり（地域活動交流、民生委員とフードバンクとの連携）

多世代交流として「みんなの食堂」や夏休みの子どもの居場所として「夏休みの勉強、宿題と一緒にやりましょう」を企画実施しました。事業の中での食事提供には、近隣のフード

#### フードバンク PR



バンクから食材を提供してもらいました。また、自主事業に参加された方にフードバンクからの食材を渡し、フードバンクの活動のチラシを作成して活動の PR も行いました。

地区推進連絡会では小学校の子どもたちの現状を聞く良い機会ができ、関わりは慎重にしなければならないことを地域の方と共有することができました。

民生委員やこども食堂運営者等と生活困窮当事者へ、食の支援が届くような仕組みづくりができるか相談する機会を設けることができました。今後は小中学校とも連携を強化し、さりげない地域の見守りの体制づくりを進めていく予定です。

### 4. 自立支援の取り組み（民生委員、地域包括支援センター、居宅介護支援、通所介護の連携）

#### (1) 認知機能の低下が見られる一人暮らし高齢者への連携支援について

知り合ったきっかけは、地域包括支援センターと民生委員による「独居高齢者見守り訪問」でした。痩せていることや、認知機能の低下が見られましたが、「生活に困ったことはない」と、サービス利用は拒否的でした。地域包括支援センターより自治会町内会やケアプラザで開催される催し物を紹介し、職員がしばしば同行してイベントの参加に慣れてもらいました。カラオケでは拒否なくマイクを持たれましたが、歌が上手くうたえず戸惑った様子でした。その後も誘うたびに参加され慣れてきたようでしたが、そのたびに「初めてきました。カラオケは好きなんですよ、よく歌っていました」と認知機能の低下は見られました。

要介護の認定が下りたため、地域包括支援センターから、居宅介護支援のケアマネジャー

と通所介護に引き継ぎました。通い慣れているケアプラザで実施しているデイサービスを利 用し、カラオケに参加しました。はじめのうちは、歌詞が出てこなかったためガイドボーカルや職員と一緒に歌ったりして対応しました。何度か同じ歌を続けたことで歌えるようになり、レパートリーも増えて、歌っているときは、とても生き生きと楽しそうにされています。最近では「並木の裕次郎」と呼ばれるようになりました。また、デイサービスのバランスの良い食事を摂取することで、食欲も取り戻し、体調も安定しています。

## (2) デイサービスにおける個別機能訓練

デイサービス利用中の Aさんは、軽度の左マヒがあり、ご自宅マンションの 5 階まで上がることや、日常生活を送る中で下肢筋力低下による不便さを感じていました。そこで、ご本人と目標を設定し、歩行訓練・階段昇降など、日常生活を送る中で必要な下肢筋力をつける個別機能訓練を実施しました。始めて 2カ月程で腰痛が改善したと話され、訓練開始から 9 カ月後の認定更新では、要介護 3 から要介護 1 の判定が出ました。認定の結果にも驚かれてとても喜んでいましたが、今よりもっと自由に外出ができるようにと、訓練を意欲的継続されています。

## (2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

前期（平成 28 年度～平成 30 年度）における指定管理部門の常勤職員配置実績は 94% でした。第 4 期指定管理期間内には 100% の雇用が実現できるよう、法人としての採用活動や定着させるための職員育成を強化します。

充足率	H28 年度	H29 年度	H30 年度	3 年間合計
地域活動交流	100%	100%	100%	100%
生活支援	100%	100%	100%	100%
主任ケアマネジャー	100%	100%	100%	100%
看護師等	66. 85%	100%	100%	88. 95%
社会福祉士	66. 30%	100%	83. 29%	83. 19%
総計	86. 63%	100%	96. 66%	94. 43%



**指定管理料提案書及び収支予算書**  
**(横浜市並木地域ケアプラザ)**

**1 指定管理料提案書**

## (1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	12,109,500
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	396,000
事業費(税込)	地域交流事業、世代間交流、ボランティア育成・支援事業、障害児者余暇支援事業、子育て支援事業等	2,967,000
事務費(税込)	備品費、通信運搬費、複合機リース、事務消耗品費等	100,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	2,033,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	介護保険収入	△396,000
施設使用料相当額 ※ 2		△1,977,500
合 計		15,706,000

※ 1 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※ 2 : 指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

## (2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 3	内訳（生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費）	
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳（生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費）	
事業費（税込）	協議体、ネットワーク構築等生活支援体制整備事業	
事務費（税込）	備品費、通信運搬費、研修費等	
合 計		5,802,000

※ 3 : 生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

## (3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 4	内訳（地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費）	20,657,001
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳（地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費）	4,504,000
事業費（税込）	権利擁護啓発事業、包括的継続的ケアマネジメント事業、介護予防普及啓発事業、介護者教室等	1,274,999
事務費（税込）	備品費、通信運搬費、複合機リース、事務消耗品費等	100,000
管理費（税込）	・光熱水費 ・施設維持管理費（各種保守点検費）	540,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	介護保険収入	△4,504,000
合 計		23,328,000

※ 4 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.375 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

## (4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費（税込）	講師謝金、会場使用料、消耗品費等	154,000
	合 計	154,000

## 2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	15,706,000	15,706,000	15,706,000	15,706,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
		地域包括支援 センター運営 (c)	23,328,000	23,328,000	23,328,000	23,328,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	44,990,000	44,990,000	44,990,000	44,990,000
内 訳	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	4,680,000	4,680,000	4,680,000	4,680,000
		居宅介護支援 事業	14,664,000	14,664,000	14,664,000	14,664,000
		通所系サービス 事業	88,314,000	88,314,000	88,314,000	88,314,000
		その他収入	0	0	0	0
		収入合計(A)	152,648,000	152,648,000	152,648,000	152,648,000
内 訳	人件費	115,519,000	115,519,000	115,519,000	115,519,000	115,519,000
	事業費	25,279,000	25,279,000	25,279,000	25,279,000	25,279,000
	事務費	951,000	951,000	951,000	951,000	951,000
	管理費	7,521,000	7,521,000	7,521,000	7,521,000	7,521,000
	消費税等	3,376,000	3,376,000	3,376,000	3,376,000	3,376,000
	その他	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
支出合計(B)		152,648,000	152,648,000	152,648,000	152,648,000	152,648,000
収支(A-B)		0	0	0	0	0

## (4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費（税込）	講師謝金、会場使用料、消耗品費等	154,000
	合 計	154,000

## 2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内 訳	地域ケアプラザ運営事業(a)	15,706,000	15,706,000	15,706,000	15,706,000	15,706,000
	生活支援体制整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
	地域包括支援センター運営(c)	23,328,000	23,328,000	23,328,000	23,328,000	23,328,000
	一般介護予防事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
	合計(a)～(d)	44,990,000	44,990,000	44,990,000	44,990,000	44,990,000
内 訳	介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業	4,680,000	4,680,000	4,680,000	4,680,000	4,680,000
	居宅介護支援事業	14,664,000	14,664,000	14,664,000	14,664,000	14,664,000
	通所系サービス事業	88,314,000	88,314,000	88,314,000	88,314,000	88,314,000
	その他収入	0	0	0	0	0
収入合計(A)		152,648,000	152,648,000	152,648,000	152,648,000	152,648,000
内 訳	人件費	115,519,000	115,519,000	115,519,000	115,519,000	115,519,000
	事業費	25,279,000	25,279,000	25,279,000	25,279,000	25,279,000
	事務費	951,000	951,000	951,000	951,000	951,000
	管理費	7,521,000	7,521,000	7,521,000	7,521,000	7,521,000
	消費税等	3,376,000	3,376,000	3,376,000	3,376,000	3,376,000
	その他	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
支出合計(B)		152,648,000	152,648,000	152,648,000	152,648,000	152,648,000
収支(A-B)		0	0	0	0	0

様式4-1

## 団体の概要

(令和2年1月現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんよこはまししゃかいふくしきょうぎかい) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会			
所在地	〒231-8482 横浜市中区桜木町1丁目1番地			
設立年月日	昭和26年3月(昭和28年3月 社会福祉法人認可)			
沿革	昭和56年 社会福祉センター(ボランティアセンター・情報センター ・研修センター)受託 福祉情報紙「福祉よこはま」発行 昭和59年 地区センター・老人福祉センター受託開始 平成3年 在宅支援サービスセンター(現:地域ケアプラザ)受託開始 平成6年 地域福祉活動計画 策定 平成9年 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」開所 平成10年 横浜生活あんしんセンター開所 平成16年 (財)在宅障害者援護協会が統合し、障害者支援センターとして設置 平成25年 中長期的な組織・活動の方針「長期ビジョン」を策定 平成26年 横浜市地域福祉活動計画を横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定 平成28年 生活支援体制整備事業受託 平成30年 第4期横浜市地域福祉保健計画			
事業内容等	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 (5) 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業 (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (7) 共同募金事業への協力 (8) 横浜生活あんしんセンター事業の実施 (9) 横浜市老人福祉センターの受託経営 (10) 横浜市地域ケアプラザの受託経営 (11) 障害者支援センター事業の実施 (12) 障害者更生センターの受託経営 (13) 横浜市福祉保健研修交流センターの受託経営 (14) 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業の受託経営 (15) 横浜市社会福祉センターの受託経営 (16) 横浜市地区センターの受託経営 (17) 生活支援体制整備事業の実施			
法人税、消費税及び地方消費税滞納の有無	有 無			
財政状況	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	総収入	25,215,194,127	17,849,621,296	15,493,939,867
	総支出	24,660,464,338	19,084,630,470	15,369,310,618
	当期収支差額	554,729,789	-1,235,009,174	124,629,249
	次期繰越収支差額	3,336,778,438	2,101,769,264	2,226,398,513
連絡担当者	【氏名】 [REDACTED] 【所属】社会福祉部施設管理担当 【電話】 045-201-2069 【FAX】 045-201-1661 【E-mail】 [REDACTED]			
特記事項				